

介護保険事業者の指定申請等が社会保険労務士の独占業務でない根拠

1 社会保険労務士法第2条第1項1の3の申請等に介護保険事業者の指定申請等は含まれていない

社会保険労務士法第27条で「社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を業として行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。」と定めている。

第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務とあるので、当然1の3も含まれる。

社会保険労務士法第2条第1項

(社会保険労務士の業務)

第2条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。

一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第1項において「事務代理」という。）。

1の3には厚生労働省令が2つあるが、前段の厚生労働省令は社会保険労務士法施行規則で定められているが、後段の厚生労働省令は現在定められていない。

(参考：社会保険労務士詳解（全国社会保険労務士連合会）149ページ)

前段の「厚生労働省令で定めるものに限る」は「労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項」全体を指している。

「再審査請求その他の事項」のみを指しているという解釈もあり得るので、令和4年7月19日付で厚生労働省労働基準局に条文解釈について問合せを行い、令和4年7月20日に厚生労働省労働基準局から「労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項」全体を指しているとの回答を得ている。

社会保険労務士法施行規則

(事務代理の範囲)

第一条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第一項第一号の三に規定する申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（以下「申請等」という。）に係る厚生労働省令で定めるものは、別表各号に掲げる申請等について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

別表（第一条関係）

五十五 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等
同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行った者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第四項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第四項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービスを担当する者等の報告等、同法第五十四条第四項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四条の三第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十七条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第五十九条第四項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第百十四条の二第一項の介護医療院の開設者等の報告等、同法第百十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第百十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第百十五条の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第百十五条の三十三第一項の介護サービ

ス事業者の報告等、同法第百十五条の四十第一項（同法第百十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、同法第百十五条の四十五の七第一項の指定事業者等の報告等、同法第百八十一条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同条第二項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十一条の九の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

別表55で定められている介護保険法は下記の通りである。

（帳簿書類の提示等）

第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

（特例居宅介護サービス費の支給）

第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

4 市町村長は、特例居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「居宅サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（特例地域密着型介護サービス費の支給）

第四十二条の三 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。

3 市町村長は、特例地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めると

きは、当該支給に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「地域密着型サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（居宅介護住宅改修費の支給）

第四十五条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。

8 市町村長は、居宅介護住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（特例居宅介護サービス計画費の支給）

第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

4 市町村長は、特例居宅介護サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅介護支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「居宅介護支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅介護支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（特例施設介護サービス費の支給）

第四十九条 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。

3 市町村長は、特例施設介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る施設サービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「施設サービスを担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該施設サービスを担当する者等の当該支給に係る施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(特例介護予防サービス費の支給)

第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。

4 市町村長は、特例介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(特例地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十四条の三 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。

3 市町村長は、特例地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「地域密着型介護予防サービス等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(介護予防住宅改修費の支給)

第五十七条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。

8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者（以下この項において「住宅改修を行う者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(特例介護予防サービス計画費の支給)

第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

4 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（報告及び検査）

第六十九条の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（報告及び検査）

第六十九条の三十 都道府県知事は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験実施機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定試験実施機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（報告等）

第六十九条の三十八 都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。

（報告等）

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しく

は指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等)

第七十八条の七 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等)

第八十三条 市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅介護支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅介護支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等)

第九十条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等)

第百条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設の開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設、介護老人保健施設の開設者の事務所その他介護老人保健施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等)

第百十四条の二 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者（以下「介護医療院の開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護医療院の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護医療院の開設者等に対して質問させ、若しくは介護医療院、介護医療院の開設者の事務所その他介護医療院の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等)

第百十五条の七 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等)

第百十五条の十七 市町村長は、地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型介護予防

サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等)

第百十五条の二十七 市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等)

第百十五条の三十三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等)

第百十五条の四十 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(報告等)

第百十五条の四十五の七 市町村長は、第一号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、指定事業者若しくは指定事業者であった者若しくは当該第百十五条の四

十五の三第一項の指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他当該指定事業者が行う第一号事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（給付費等審査委員会の権限）

第百八十一条 給付費等審査委員会は、介護給付費請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは介護保険施設に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは介護保険施設の開設者若しくは管理者若しくはその長若しくは当該指定居宅サービスの事業若しくは指定介護予防サービスの事業に係る事業所若しくは介護保険施設における介護給付等対象サービス担当者に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

2 給付費等審査委員会は、介護給付費請求書又は介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、市町村長の承認を得て、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者若しくは指定事業者若しくは受託者に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者若しくは指定事業者若しくは受託者若しくは当該指定地域密着型サービスの事業、指定居宅介護支援の事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業若しくは指定介護予防支援の事業に係る事業所における介護給付等対象サービス担当者若しくは指定事業者若しくは受託者における介護予防・日常生活支援総合事業担当者に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

別表55で定められている介護保険法施行令は下記の通りである。

（指定市町村事務受託法人による報告）

第十一条の四 都道府県知事は、市町村事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定市町村事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

（指定都道府県事務受託法人による報告）

第十一条の九 都道府県知事は、都道府県事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定都道府県事務受託法人に対し、報告を求めることができる。

しかし介護保険事業者の指定申請等に関する第76条の2と第77条は別表55に含まれていない。

(勧告、命令等)

第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第七十条第九項又は第十一項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

二 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める基準又は当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

三 第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすること。

四 第七十四条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅サービス事業者が、第七十条第二項第四号から第五号の二まで、第十号（第五号の三に該当する者のあるものを除く。）、第十号の二（第五号の三に該当する者のあるものを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第九項又は第十一項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

四 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

五 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の

取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

※指定居宅サービス事業者に関する条文のみ。

指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護予防サービス事業者等の条文は省略

第76条の報告等は別表55にも記載があるが、そもそも第76条は「居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるとき」の報告等について定めた条文であり、介護保険事業者の人員基準や施設基準等について勧告、命令等をするには第76条の2、指定取消をするには第77条が根拠条文となる。

別表55に介護保険事業者の人員基準や施設基準等に係る勧告等が含まれていないので、社会保険労務士の独占業務に介護保険事業者に係る申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項及び行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述について代理することは含まれていない。

2 社会保険労務士法第2条第1項1の3改正時に厚生労働省は「同項第一号の事務の範囲を変更するものではない」と通知を出している

社会保険労務士法第2条第1項1の3で「労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。）」としているが、社会保険労務士法第2条第1項第1号では「厚生労働省令で定めたものに限る」という規定がないので、社会保険労務士法第2条第1項第1号の「別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令」に介護保険事業者の指定申請等が含まれていると何の根拠も無く言い張る者がいるかもしれないが、これは社会保険労務士法の改正経緯と厚生労働省の通知からあり得ないことがわかる。

昭和43年の社会保険労務士法成立当初から社会保険労務士法第2条第1項1「書類作成」はあり、続いて昭和53年の法改正で社会保険労務士法第2条第1項1の2「提出代行事務」が追加された。

昭和43年に厚生労働省より「社会保険労務士法の施行について」（昭和43年12月9日）が発出された。

四 第二項（※現在は第四項）の「他の法律」とは、たとえば弁護士法等であること。「療養の給付」とは、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第一三条第一項、健康保険法第四三条第一項、日雇労働者健康保険法第一〇条第一項等に定めるもので、診察、薬剤等の支給、手術その他の治療、病院等への収容、看護等をいい、「これに相当する給付」とは、健康保険法第五九条の二、日雇労働者健康保険法第一七条等に定める家族療養費等をいうこと。

「これらの給付を担当する者のなす請求に関する事務」とは、病院、診療所、薬局等療養の給付等の担当者が療養の給付等の費用を、政府その他の保険者に対して請求する事務をいうこと。

したがって、保険医療機関指定申請は社会保険労務士の独占業務ではない。

平成9年の介護保険法施行法成立時に別表第一（第二条関係）に介護保険法が追加されたが、当初は社会保険労務士が行う介護保険法の業務は要介護認定の申請を想定しており、実際に介護保険法第27条第1項ただし書（当時）は、社会保険労務士法の特例とされていた。

—以下、介護保険法成立後の改正経緯—

平成10年の社会保険労務士法改正で社会保険労務士法第2条第1項1の3「事務代行」が追加された。

平成10年に厚生労働省より「社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行について」（平成10年9月29日）が発出された。

第二 社会保険労務士の業務について

一 法第二条第一項第一号に係る改正は、社会保険労務士が作成する書類に審査請求書、異議申立書及び再審査請求書が含まれるものであることを、同項第一号の三の改正に伴い、念のために明らかにしたものであり、したがって、同項第一号の事務の範囲を変更するものではないことに留意すること。

その後、平成12年に介護保険法が施行された後、しばらくたってから（時期については不明）一部の社会保険労務士や横浜市などの自治体が介護保険事業者の指定申請等は社会保険労務士の独占業務だと主張するようになった。

しかし、平成10年の法改正は介護保険法施行法成立後に行われた改正であり、その改正で社会保険労務士法第2条第1項1の3「事務代行」に介護保険事業者に関する申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項等は含まれていないことは前述のとおりである。

さらに、厚生労働省が平成10年に発出した通知には「同項第一号の三の改正に伴い、念のために明らかにしたものであり、同項第一号の事務の範囲を変更するものではない」と明記されている。

1の3は介護保険法に関する項目も含まれていることは前述のとおりだし、平成10年時点で施設に対する許可申請等といえる事務は保険医療機関指定申請のみだがこれは事務に含まれていないのも前述したとおりである。

そのうえで念のためと前置きした上で、第1号の事務の範囲を変更するものでないとしており、介護保険事業者の指定申請等を追加すると読み取れる文言はひと言も無い。

この通知だけでなく介護保険法施行後の平成20年3月1日に発刊された800ページをゆうに超える社会保険労務士詳解（全国社会保険労務士連合会）にもひと言も介護保険事業者の指定申請等が事務の範囲に含まれたとは書いていないし、厚生労働省

からも事務の範囲が拡大されたのという通知は発出されていない。

これらのことから社会保険労務士法第2条第1項第1号の「別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令」に介護保険事業者の指定申請等が含まれているという根拠は一切存在せず、介護保険法が施行された平成12年以降に法令を無理矢理に拡大解釈しているだけである。

それでもなお介護保険事業者の指定申請等は社会保険労務士の独占業務だと言い張る自治体がもしあれば、介護保険事業者に係る申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項等の事務代行をすることができないことが明らかな者に、明確な根拠もなく指定申請等の業務を任せるという無責任極まる自治体であると言わざるを得ない。

3 そもそも介護保険事業者の指定申請等は労働及び社会保険に関する法令ではない

上記1及び2で介護保険事業者の指定申請等が社会保険労務士の独占業務ではない根拠を明確にしたが、そもそも社会保険労務士法で独占業務としているのは「別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令」（以下「労働社会保険諸法令」）であり、「別表第一に掲げる法令」ではない。

社会保険労務士詳解（全国社会保険労務士連合会）には労働社会保険諸法令という略称の意味は、別表第一に掲げられた法律及びこれらの法律に基づく命令のすべてを含むと書いてあるが、これは一方的な条文の拡大解釈でしかない。

もし社会保険労務士詳解（全国社会保険労務士連合会）の記載が正しいと言い切るのであれば、同書にひと言も書かれていない介護保険事業者の指定申請等はそもそも独占業務でないことになる。

介護保険を利用しているのは利用者本人であり、介護保険事業者は介護サービスの代金を法定代理受領しているだけである。

したがって事業者は介護サービスの代金を全額利用者に支払ってもらい、利用者がそれぞれの自治体から介護保険の給付を受けることも可能である。

事業者は労働者でも社会保険である介護保険を利用する利用者でもない。

確かに事業者は介護保険法に基づいて指定申請等をしているが、サービス提供を行うための指定申請等であって社会保険を利用するためではない（くどいようだが社会保険を利用しているのは利用者本人）ので、指定申請等を行う介護保険法の条文は「労働及び社会保険に関する法令」には該当しないと考えるのが妥当である。

これは健康保険法に基づく保険医療機関として指定を受けている病院・診療所も同じで、保険医療機関は治療の対価として患者から治療費をもらっているが、健康保険を利用しているのは患者本人であり、保険医療機関は法定代理受領をしているだけである。

したがって社会保険労務士法第2条第4項に保険医療機関指定申請を社会保険労務士の業務から除外する規定が設けられているのは当然といえる。

保険医療機関指定申請をする病院・診療所は他にも生活保護法に基づく指定医療機関の申請や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療機関等の申請をすることもあるが、別表第一に生活保護法も障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律も含まれていない。

もし、介護保険事業者の指定申請等が社会保険労務士の独占業務であるならば、保険医療機関指定申請はもとより自立支援医療機関や障害福祉サービスの指定事業者の指定申請等も社会保険労務士の独占業務でなければ整合性がとれない。

なぜ、介護保険事業者の指定申請等だけ社会保険労務士の独占業務だと主張する者がいるかという、前述したように法令を無理矢理に拡大解釈しているだけだからである。

なお、厚生労働省労働基準局監督課は介護保険事業の指定申請等が社会保険労務士の独占業務とは判断していないことは確認済みである。

横浜市は以前から介護保険事業の指定申請等は社会保険労務士の独占業務だと指定申請の手引きに記載しているので、横浜市健康福祉局介護指導課に対し、平成27年11月2日付で誤った行政指導の撤回を求める文書を提出したことがある。

これに対し、横浜市は平成27年11月20日付で「事業者の指定に係る申請書等も含め社会保険労務士法第27条の業務の制限の対象であり、社会保険労務士のみが業として行えることを厚生労働省労働基準局監督課に確認しています。」と文書で回答してきたが、平成27年11月24日付で厚生労働省労働基準局監督課に対して事実確認を確認する文書を送ったところ、平成28年1月5日に電話で回答があり、当課は「横浜市に介護保険事業の指定申請等が社会保険労務士の独占業務に含まれるとは回答しておらず、別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令に含まれるのであれば独占業務に該当すると回答した」と言っている。

つまり横浜市は勝手な拡大解釈をしているだけで、独占業務と判断する根拠はない。

【参考】介護保険法に関するもので社会保険労務士法が業務として行えるもの

- ・ 要介護認定申請
- ・ 要介護認定を受けた被保険者の介護サービス費支給申請等